

未記帳お取引明細の「おまとめ記帳」のお知らせ

当金庫では、通帳に記帳されていないお取引件数が多数ある預金口座につきましては、お取引の合計金額のみをまとめて記帳させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

①対象となる預金

普通預金、貯蓄預金、納税準備預金。

②対象となる条件

基準日以前の期間における未記帳取引件数が60件以上ある場合。

※基準日は、集約処理日の前月末日より起算して6ヵ月前の月末日とします。

③おまとめ記帳の方法

基準日以前の期間における未記帳取引について、ご入金・お支払それぞれの金額を合計し、各1件に集約して記帳いたします。

④集約されたお取引の明細をご希望の場合

預金通帳とお届け印鑑を窓口にご提示のうえ明細表の作成をお申込みください。

⑤実施時期

初回の集約処理につきましては、平成28年5月21日（土）に実施させていただきます。その後につきましては、年2回2月、8月の第一土曜日に実施する予定です。

なお、上記についてご不明の点がございましたら、窓口までお問い合わせください。